

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

○新たな日本語能力テスト 政府、外国人労働者拡大に備え(2018/10/8 日本経済新聞)

外務省は外国人労働者の受け入れ拡大に備え新たな日本語能力テストをつくる。日本で働く外国人が職場で円滑に意思疎通する実践的な力を重視する。外国人材の受け入れ条件にも新試験を使う方向だ。2019年4月にも始める方針だ。

19年度予算の概算要求に必要な経費として22億円を計上した。国際交流基金などが試験をつくり、国内外で実施する。

日常生活や取引先との会話に必要な語学能力を測定する。電話応答やスケジュール確認など仕事で必ず使用する語彙・表現の習得を確認する。既存の試験は留学生向けがほとんどで大学の講義や学生生活に関する内容が多い。利用者が多い「日本語能力試験」も受験者の3分の1は留学生だ。いずれも外国人労働者に必要な語学力が測りにくいとの指摘があった。

受験者に迅速に結果を知らせるためコンピューターを使った試験を検討している。出題はリスニングとリーディングの2種類。将来的にはライティングとスピーキングを加える可能性もある。

日本で就職を希望する外国人は来日前に受験できる。まずベトナムやフィリピンなど東南アジアで始める方向だ。

厚生労働省によると17年10月末時点の外国人労働者数は約128万人。前年同期比18%増で過去最高だった。19年4月には人手不足が深刻な建設、農業、介護分野などを対象に単純労働も含めて最長5年の新たな就労資格も設ける。受け入れ拡大に向け、より仕事に使える新たな日本語能力テストが必要と判断した。

現在の「日本語能力試験」には「N1」から「N5」の5段階がある。介護分野の技能実習生は下から2番目の「N4」の取得が最低条件だ。「N4」は「日常場面ややゆっくりな会話であれば内容がほぼ理解できる」とのレベルだ。新たなテストも同様に受け入れ条件に使う方向だ。

○介護福祉士を取れば永住も 政府検討 外国人の新在留資格、法案骨子公表(2018/10/15 介護のニュースサイト JOINT)

外国人労働者の受け入れ拡大に向けて創設される新たな在留資格の概要が固まった。政府は12日の関係閣僚会議で、出入国管理法などの改正案の骨子を公表。月内に召集される秋の臨時国会に改正案を提出し、来年4月の制度開始を目指す方針だ。

対象となるのは人手不足が深刻な業種。農業や建設業などとともに介護も含まれる見通しだ。

新たな在留資格は「特定技能」と呼び、「1号」と「2号」に分けられる。まずは「1号」から始まり、熟練した技能を身に付けた希望者が「2号」に移れる仕組みとなる。「1号」の在留期間は通算5年が上限。このあいだ、基本的に家族の帯同は認められない。一方の「2号」は在留期間の上限がない。事実上の永住も可能で、配偶者や子どもなどの帯同も許される。介護分野については、介護福祉士の資格取得を2号への移行の条件とする案などが検討されている。

新たな在留資格の創設はマンパワーの確保が目的。昨年11月の技能実習生の受け入れ解禁と並び、介護現場への門戸を大きく広げる施策となる。今後、外国人が多く入ってくれば施設などの風景も変わりそうだ。日本人の処遇に何らかの影響が及ぶ可能性もある、との指摘も出ている。

■入国要件は厚労省が設定

公表された骨子によると、「特定技能1号」による受け入れは分野ごとに所管省庁が設ける試験のクリアが条件。日常的な会話がある程度でき、生活に支障がないレベルの日本語能力も不可欠となる。介護分野の試験は、厚生労働省が検討して内容や合格ラインなどを決めていく。

3年間の技能実習を修了した人はこの試験が免除される。技能実習と「特定技能」は接続可能。両制度を使えば最長で10年間日本で働けることになる。

骨子にはこのほか、外国人への職業生活、社会生活

に関する支援を行っていく責務が受け入れ機関にはある、との認識が盛り込まれた。処遇は日本人と同等以上でないといけない。雇用形態は直接雇用が原則。同じ介護職であれば転職も認められる。

○介護人材、外国人が担う 各地で技能実習生ら受け入れ(2018/10/15 日本経済新聞)

農業や建設、製造などが対象の外国人技能実習制度に2017年11月から介護職が加わり、今夏にインドネシアなどの実習生が来日し始めた。日本で介護を学び、資格を得て就労を目指す留学生も急増している。人手不足に悩む介護事業者も外国人の獲得を積極化しており、自治体も支援に乗り出した。一方で受け入れ体制や日本語の習熟度などに懸念もある。

初任者研修を受けるインドネシア人の介護技能実習生（長野県小諸市の介護施設協同組合）

「何でもやってしまう介護職員はどうですか?」。日本人講師の問いに「入所者の力を奪ってしまいます」とインドネシア人の技能実習生が流ちょうな日本語で答える。

介護施設協同組合（長野県小諸市）の同市内の研修所。8月に来日したインドネシア人実習生の第1陣19人が介護実務の基本や日本語を2カ月かけて学ぶ。18~29歳の全員が母国で医療・看護関連の学校を卒業後、日本語などの研修を約1年受けた。6人が日本語能力試験の「N4」、13人がさらに難しい「N3」に合格済みだ。

介護・医療施設を運営するのぞみグループ（同市）を中心に設立した協会には東京、千葉など8都県の32の社会福祉法人が加入しており、実習生は研修後に各法人で最長5年の実習にあたる。

介護の技能実習生は7月以降、各地で受け入れが始まっている。日本の監督機関である外国人技能実習機構（東京・港）によると、9月28日時点で計画認定は332人。のぞみグループ代表でもある介護施設協同組合の甘利庸子代表理事は「18年度は合計35人を受け入れる。19年度は300人が目標」と語る。

研修を視察した埼玉県の職員は「EPA（経済連携協定）での人材受け入れは出遅れたので、技能実習生では支援策を考えたい」と話す。県内の介護事業者に県が声をかけ、甘利氏による説明会を8月に開いた。

外国人介護人材の受け入れはEPAにより08年度に始

まり、17年度までに3529人が来日。国家試験の介護福祉士も同年度までに719人が合格した。一方、介護福祉士養成の専門学校などに入学した留学生も18年4月は1142人と前年比で倍増した。17年9月から在留資格に「介護」が加わったことが要因だ。介護職での技能実習生も増加が見込まれる。（中略）

東京都は08年度以降、EPAで95施設に316人を受け入れた。介護福祉士の取得を目指す外国人を雇用する事業者には日本語学習経費などを1人100万円まで支給する。18年度からは技能実習生を受け入れる施設に日本語や介護技能の研修費を最大67万円の半分まで補助する。

ただ、技能実習制度では初任者研修などを進める監理団体や現場の介護施設での受け入れ体制に優劣が出る恐れがある。留学生には監督機関がなく、受け入れの実態がわかりにくい。大阪府は3月、留学生と受け入れ事業者の労働契約のあり方など留意事項を記した指針をまとめ、関係機関の協議会で徹底させる。

政府は外国人の新たな在留資格を19年春にも導入し、技能実習生が最長5年の実習終了後もさらに5年の滞在を認める方針。実習生は入国後1年以内に日本語能力試験で「N3」を取れないと帰国してもらうとの条件も緩和を検討する。

政府の方針に、自治体や事業者には賛否両論ある。「人材不足だから緩和するといっても質を担保できるか懸念する事業者もいる。技能移転が目的の実習生を事実上、移民にするのか国のスタンスをしっかり決めてほしい」（東京都）という。

一方的な人材確保は相手国とトラブルになりかねない。のぞみグループは国際協力機構（JICA）の事業でベトナムに日本式介護技術を輸出する調査を実施している。介護人材を育てる学校と介護施設を併設したモデルが現地にできれば、日本で介護を学んだ人材の循環が可能になる。（後略）

一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1
VORT 半蔵門ビル 6階
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717
E-mail : zen-kangokaigo@jiaec.jp
担当 : 伊藤、小中
©一般社団法人
外国人看護師・介護福祉士支援協議会
無断複製・転載を禁ず